

毒物劇物販売業 登録に関する手引き

仙台市健康福祉局保健所 健康安全課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
仙台市役所 8階

TEL:022-214-8084 FAX:022-211-1915 E-mail:fuk005510@city.sendai.jp

各種届出様式等については、仙台市ホームページを参照してください。

<http://www.city.sendai.jp/index.html>



検索

仙台市 毒物劇物

はじめに

毒物劇物営業者は、毒物・劇物による危害防止のため、必要な対策をとらなければなりません。

●適正な保管管理

- ・専用の鍵のかかる保管場所
- ・貯蔵設備の表示

「医薬用外毒物」
「医薬用外劇物」

- ・在庫管理 など

●盗難・紛失・流出の防止 に必要な措置

- ・危害防止規定の策定
- ・盗難防止規定の策定

●適切な廃棄処理

- ・定められた方法で
- ・産業廃棄処理業者に委託

♥ 法令を遵守し、適正管理を行ってください。

1

毒物劇物販売業の登録とは？

毒物又は劇物を販売・授与するためには、営業所ごとに毒物劇物販売業の登録を受けなくてはなりません。

登録の種類

一般販売業

全ての毒物劇物を販売可能

農業用品目販売業

農業上必要な毒物劇物であって、厚生労働省令で定められた品目のみ販売可能

特定品目販売業

厚生労働省令で定められた品目のみ販売可能

伝票上の取引のみの場合や金銭のやり取りがない場合でも登録が必要です。

2

新規登録申請に必要な書類

現物を取り扱う場合

- (1)登録申請書
- (2)店舗の設備の概要図等
- (3)毒物劇物取扱責任者設置届
- (4)使用関係証明書
- (5)診断書
- (6)誓約書
- (7)毒物劇物取扱責任者の資格を証明する書類（原本と写し）
- (8)登記事項証明書（法人の場合）

登録申請手続きの流れ

事前相談 ※

所要期間の目安

登録申請の手続き

1日

実地調査

6~20日

(現物を取り扱う場合のみ)

現物を取り扱わない場合 (伝票販売)

- (1)登録申請書
- (2)流通経路図
- (3)登記事項証明書（法人の場合）

登録票発行・営業開始

9~20日

毒物劇物取扱責任者及び保管設備の設置は必要ありません

※毒物劇物の貯蔵設備は法令で定める基準に適合していなければなりません。また、毒物劇物取扱責任者になるためには資格が必要です。確認のため、必ず事前の相談をお願いします。

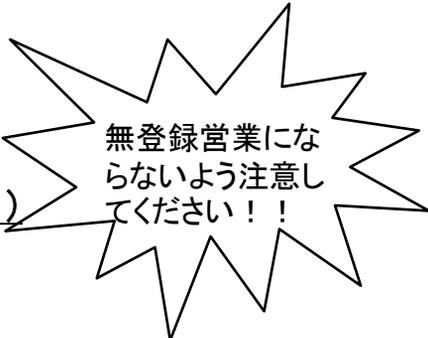
更新申請

登録の有効期間は6年間です。
有効期間満了日の1月前までに登録更新申請を行ってください。

登録廃止

営業を廃止した場合、廃止後30日以内に廃止届を提出し、登録票を返納してください。

登録内容に変更が生じた時

新規登録が必要な場合(事前申請です。ご相談ください。)


無登録営業にならないよう注意してください！！

1. 開設者に関して

① 開設者が変わる場合

個人から法人、法人から個人に変わる場合

第三者に営業を譲渡する場合

法人の対等合併により新法人を設立する場合

法人の吸収合併により、開設者となっている法人が消滅する場合 など

2. 販売業の種類の変更にに関して

① 登録の種類を変更する場合 (例：農業用品目販売業→一般販売業)

3. 店舗に関して

① 店舗を全面改装する場合

② 他の場所に移転する場合 (現物取扱いの場合、階の移動も含む)

変更届の提出が必要な場合(変更後30日以内)

1. 開設者に関して

① 申請者の氏名 (法人の場合は法人名称) 又は住所を変更した場合

2. 店舗に関して

① 営業所又は店舗の名称を変更した場合

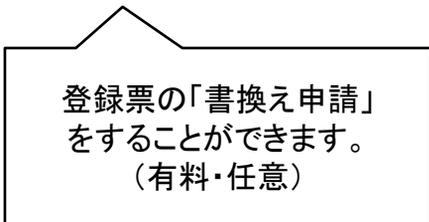
② 構造設備の主要部分 (保管庫・保管場所等) を変更した場合

③ 営業形態 (現物取扱⇔伝票販売) を変更した場合

3. 毒物劇物取扱責任者に関して

① 毒物劇物取扱責任者を変更した場合

※法人代表者の変更は届出不要です。



登録票の「書換え申請」
をすることができます。
(有料・任意)

● 交付の制限

毒物劇物による保健衛生上の危害発生を防止するため、交付してはならない者が規定されています。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 心身障害により、毒物劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うことができない者
- ・ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

● 情報提供

譲受人に対し、当該毒物劇物の性状及び取り扱いに関する情報を文書により提供しなければなりません（すでに行われている場合は除く）。

例：安全データシート（SDS）など。

● 譲渡の記録（5年間保存）

毒物劇物営業者に毒物劇物を販売・授与する場合は、その都度譲渡の記録をつけることが必要です。

必要項目

- ・ 毒物又は劇物の名称及び数量
- ・ 販売又は授与の年月日
- ・ 譲受人の氏名、職業及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

● 譲受書（5年間保存）

毒物劇物営業者以外の者に毒物劇物を販売・授与する場合は、譲受書の提出を受けることが必要です。

※譲渡の記録の記載事項に加え、譲受人の押印が必要です。
（サインは不可）

譲受書様式（例）

毒物又は劇物	名称	
	数量	
販売又は授与の年月日		
譲受人 (法人にあってはその名称及び主たる事務所の所在地)	氏名	Ⓜ
	住所	
	職業	
	年齢	
使用目的		

● 発火性又は爆発性のある劇物の販売

運転免許証等により購入者の住所・氏名を確認した後でなければ交付してはなりません。また、帳簿を備え、交付した劇物の名称、交付年月日、交付を受けた者の氏名及び住所を記載し、5年間保存することが義務付けられています。

- ・ ナトリウム
- ・ ピクリン酸
- ・ 亜塩素酸ナトリウム
(30%以上含有する製剤を含む)
- ・ 塩素酸塩類
(35%以上含有する製剤を含む)